

令和6年度加古川市中小企業融資損失補償制度要綱

令和6年2月26日
産業経済部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者、小規模企業者及び創業者（以下、「中小企業者等」という。）に対する事業資金の融資を円滑にするため、令和6年度において兵庫県信用保証協会（以下「保証協会」という。）がその債務を保証したものにつき、市が補償を行うことにより、中小企業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、加古川市中小企業融資あっせん制度措置要綱（以下、「市融資制度要綱」という。）の用語の例による。

(損失補償契約)

第3条 市は、保証協会を相手方として、当該保証協会が中小企業者等の金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、当該中小企業者がその債務を履行しないときに代って弁済した借入元金の一部について1,000万円を限度として補償する旨を定める契約を締結する。

(補償対象となる保証の範囲)

第4条 補償の対象となる保証は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）に規定する業種に属する事業者に対する次の各号に掲げる保証であり、保証協会が日本政策金融公庫に保険の付保通知を行ったものとする。

- (1) 市融資制度要綱第3条第1項第2号に定める融資に対して保証を行ったものであること。
- (2) 市融資制度要綱第3条第1項第3号に定める融資に対して保証を行ったものであること。

2 補償の対象となる保証は、次の各号に掲げる要件を備える保証とする。

- (1) 令和6年度中に保証したものであること。
- (2) 既存の求償権の全部又は一部を消滅させる保証でないこと。

(補償金の額)

第5条 市が第3条に基づく契約によって支払うべき補償金の額は、保証協会が中小企業者等に代って弁済した借入元金の額から中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）により交付された保険金の額及び保証協会がその支払を請求することとなる期限までに求償権を行使して取得した額並びに保険金請求後この要綱に基づく契約で定める請求期間の末日までに求償権を行使して取得した額から法第8条に定める回収返納額を控除した額の合計額を控除した残額に100分の100を乗じて得た額とする。ただし、責任共有制度（負担金方式）の対象となる保証に係るものについては、100分の80を乗じて得た額とする。

2 第4条第1項第1号に基づき、保証協会が中小企業に代って弁済したものについては、

前項に定めるものに100分の90を乗じて得た額とする。

(補償金の請求期限)

第6条 この要綱に基づく補償金の請求は、令和15年3月31日までとする。

(補償金の請求及び交付)

第7条 保証協会は、補償金の交付請求に当たっては、別に定める補償金交付請求書及び明細書を市に提出するものとする。

2 前項により補償金の交付請求があったときは、当該請求に係る書類を審査し、必要に応じて調査等を行い請求内容を検討し、補償金を交付する。

(回収金の報告及び返納)

第8条 補償金の支払を受けた保証協会は、その支払を請求した後、中小企業者等に対する求償権を行使して得た回収金があったときは、別に定める時期及び報告書により市に補償金を返納しなければならない。

2 前項の規定により市に返納すべき補償金の返納期間は、補償金受領の日の属する年度を含み10箇年度とする。

3 第1項の規定により市に返納すべき金額は、保証協会が中小企業者等に対する求償権を行使して取得した回収金（保証協会が借入金に利息を付して代位弁済した場合は、その回収金から利息相当額を控除した残額）から法第5条に定める保険金の率を乗じて取得した額を控除した残額に第5条に規定する補償の割合を乗じて得た額とする。

(基金準備金)

第9条 保証協会は、前条第2項に定める期間経過後の求償権の行使により回収金があったときは、同条第3項に定める方法により算出して得た市への返納相当額をその年度の基本財産（基金準備金）に繰り入れなければならない。

(求償権の行使義務)

第10条 保証協会は、この要綱により補償を受けた保証についての求償に努めなければならない。

(補償金の不支給)

第11条 保証協会は、代位弁済を行った翌日から起算して2年を経過したときは、補償金の請求をすることができない。

(契約の解除)

第12条 市は、保証協会がこの要綱及びこれに基づく契約条項又は指示に違反したときは、補償金の全部又は一部を支払わず、既に補償を行っている場合はその補償金の全部又は一部を返還させ、また将来にわたって補償契約を解除することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。